

介護老人保健施設かけはし 重要事項説明書
(指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護事業所)

(事業の目的)

社会福祉法人山形虹の会が開設する介護老人保健施設かけはし（以下「事業所」という）が行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

指定短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の従業者等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- (1) 名称 介護老人保健施設かけはし
- (2) 所在地 鶴岡市民田字代家田100番1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(介護予防分については合算して表記している。)

- (1) 管理者 1名（常勤専従）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

別に定める介護老人保健施設かけはし運営規程第4条(2)に定める職種及び員数のとおりとする。

従業者は、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供を行う。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料等)

指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 送迎の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に要した送迎の費用は、別紙料金表に定める。

3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、別紙料金表に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常を送迎の実施地域)

通常を送迎の実施地域は、鶴岡市（事業所から片道10km以内の区域）とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 入所生活においては、事業所の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の設備・備品は他の迷惑にならないように利用する。

(サービスに関する要望または苦情について)

利用者様及びご家族からの、当事業所の提供する介護サービスに対して要望又は苦情等について、管理者または担当者に申し出ることができます。

(非常災害対策)

事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(事故発生時の対応)

事業所は、事故後速やかに処置・対応、家族等への連絡を行います。また、重大な事故及び提出が必要な事故等が発生した際には、関係機関会議の開催と共に、保険者及び県・関連機関への報告を行います。

(虐待防止に関する事項)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(第三者評価について)

事業所では、提供するサービスの第三者評価は実施していません。

(その他運営についての留意事項)

事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業員は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との個人情報保護に関する誓約書の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人山形虹の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

個人情報利用の目的

当事業所では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する法人理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔法人事業所内部での利用目的〕

- ・ 当事業所が利用者様等へ提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ▶ 入退所等の管理
 - ▶ 会計・経理
 - ▶ 事故等の報告
 - ▶ 当該利用者様への介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者様に提供する介護サービスのうち
 - ▶ サービス担当者会議等での連携及び係る照会への回答
 - ▶ 利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ▶ 検体検査業務の委託その他の委託業務
 - ▶ 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - ▶ 審査支払い機関へのレポートの提出
 - ▶ 審査支払い機関又は保険者からの照会の回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届け出等

〔その他〕

- ▶ 利用者様の求めに応じたサービス提供記録の開示

【上記以外の利用目的】

〔当法人事業所内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - ▶ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ▶ 当事業所で行われる学生等への実習の協力
 - ▶ 当事業所で行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - ▶ 外部監査機関への情報提供
 - ▶ 職員からの、山形虹の会と福祉を良くする友の会加入のお勧め